

○犬山市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 53 年 4 月 1 日教育委員会規則第 1 号

改正

昭和 56 年 6 月 16 日教委規則第 1 号

昭和 57 年 10 月 4 日教委規則第 2 号

犬山市立小中学校通学区域審議会規則

(設置)

第 1 条 本市の小学校及び中学校の通学区域の適正を期するため、犬山市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問機関として、犬山市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、委員会の諮問に応じ市立小中学校の通学区域に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市立小中学校長
- (3) 市立小中学校 P T A 役員
- (4) 町会長
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第 3 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの委員にあつては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、委員会事務局で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年6月16日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月4日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。